

第 DB1111-0446 号  
平成23年11月4日

社団法人 日本肝臓学会  
理事長 小池 和彦 殿

社団法人 日本皮膚科学会  
理事長 飯島 正文



テラプレビル製剤の適正使用に関する協力のお願について（回答）

平成 23 年 10 月 31 日付け文書にて依頼がありました標記の件について、下記のとおり回答します。

#### 記

1. テラプレビルの投与時に重篤な皮膚症状が発現した場合には、使用医師と連携し、日本皮膚科学会認定専門医主研修施設及び研修施設の皮膚科医師が対応することとする。  
なお、入院加療を要するより重篤な皮膚症状が発現した場合には、使用医師および肝臓専門医と専ら日本皮膚科学会認定専門医主研修施設の皮膚科専門医が対応することとする。

（平成23年9月2日現在 主研修施設：101施設、研修施設：553施設の計654施設）

2. 上記に係る対応の詳細については、本学会ホームページに掲載のとおりとする。

日本皮膚科学会ホームページ

「C型慢性肝炎におけるテラプレビル製剤の適正使用に関する協力依頼について」

<http://www.dermatol.or.jp/info/news.html?id=62>

3. 上記の取り扱いについては、日本皮膚科学会認定専門医主研修施設及び研修施設に対し文書により周知徹底を図ったところである。

以上